

山梨県公報

第二千四百九号

平成二十六年

四月二十一日

月 曜 日

目次

告 示

○平成二十六年度地籍調査事業計画の決定……………二二七

○土地収用事業の認定……………二二七

公 告

○土地改良区役員の退任及び就任……………二二八

○甲府都市計画河川事業の施行について……………二二九

○甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………二三〇

○都市計画の変更図書の縦覧……………二三〇

選挙管理委員会

○政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に
係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程……………二三〇

正 誤

○平成二十六年二月十七日付第二千三百九十一号中……………二三一

告 示

山梨県告示第四百十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成二十六年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成二十六年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村及び忍野村

二 調査地域

甲府市朝氣一丁目、朝氣二丁目、朝氣三丁目、太田町、湯田一丁目、南口町及び青沼三丁目の全域並びに青沼二丁目の一部、富士吉田市上吉田の一部、山梨市三富川浦

及び牧丘町西保中の各一部、大月市御太刀一丁目、御太刀二丁目、駒橋一丁目及び駒橋二丁目の各一部、甲斐市亀沢及び千田の各一部、上野原市秋山の一部、甲州市塩山上萩原の一部、西八代郡市川三郷町大塚及び上野の各一部、南巨摩郡早川町京ヶ島、保及び雨畑の各一部、南巨摩郡身延町常葉、小田船原及び夜子沢の各一部、南巨摩郡南部町万沢の一部、南巨摩郡富士川町鯉沢、駅前通一丁目及び駅前通二丁目の各一部、南都留郡道志村久保及び野原の各一部並びに南都留郡忍野村忍草及び内野の各一部

三 調査期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成二十六年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称

富士吉田市

二 事業の種類

下吉田中央コミュニティセンター駐車場等整備事業

三 起業地

1 収用の部分 富士吉田市下吉田四丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

下吉田中央コミュニティセンター駐車場等整備事業(以下「本件事業」という。)は、下吉田中央コミュニティセンター利用者の駐車場等を整備するもので、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、芸術・文化、交流、生涯学習などの市民活動への支援を通じ、創造性の発現、生きがいづくり、高齢者の社会参画、地域社会の活性化、青少年の健全育成などに結びつけていくこととしており、今後の市民文化の形成と地域コミュニティにおける重要課題として位置づけている。

このため、起業者は、各団体の会議、イベント、各種講座・教室等が開催できる市民活動の拠点施設として、これまでに富士吉田市内五箇所にコミュニティ供用施設を整備している。下吉田中央地域については、昭和四十八年建設で老朽化している老人福祉センターの建て替えに合わせ整備することとしており、市民活動の拠点施設としての整備のほか、老人福祉センターが担っていた高齢者の健康増進と生きがいづくりのための機能を併せ持った施設を整備することとしていることから、これまで以上に多くの市民の利用が見込まれている。起業者の予測によると、施設利用者の多くは自動車で訪れるため、駐車場が慢性的に不足することが予想されることから、新たに土地を確保することとし、本件事業を実施することとしたものである。

本件事業が完成すると慢性的な駐車場不足が解消すると共に、下吉田中央コミュニティセンターと一体的に駐車場が整備されることにより、利用者の安全性の確保や利便性の向上が図られるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防塵対策を実施するとともに、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。また、起業地内に埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、下吉田中央コミュニティセンターの敷地周辺にあつて、必要な面積が確保でき、また、立地の利便性のほか、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認め

られるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

起業者の予測によると、下吉田中央コミュニティセンター施設利用者の多くは自動車で訪れるため、駐車場が慢性的に不足することが予想されている。

また、本件事業は、富士吉田市中期財政計画に位置づけられた(仮称)多世代交流施設ふれあい庵整備事業の一環として整備されるものであり、当該事業について、富士吉田市老人クラブ連合会より、早期完成に関する強い要望がある。

以上の状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、平成二十四年度における老人福祉センター及びコミュニティ供用施設の利用実績等から必要駐車台数を検討し、必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士吉田市民生活部健康長寿課

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十六年四月二十一日

山梨県知事

横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	荻野 勇夫	笛吹市石和町井戸一二九番地	平成二十六年四月一日
理事	山田 幹人	唐柏三三六番地	同
同	荻野 嘉邦	唐柏一四七番地	同
同	大竹 昭	今井八七番地	同
同	小澤 清富	小石和 四六六番地	同
同	正木 由彦	小石和 三一番地二	同
同	河野 武文	砂原一三三番地	同
同	中村 忍	東油川 二六〇番地五	同
監事	小林 将英	東高橋 三二八番地	同
同	齊藤 伝	河内一〇一番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	荻野 嘉邦	笛吹市石和町唐柏一四七番地	平成二十六年四月一日
理事	林 初彦	小石和	同

同	青柳 義和	唐柏 二〇六番地三	同
同	伊藤 正英	今井三六番地	同
同	齊藤 正司	河内六七番地	同
同	雨宮 正裕	小石和 五三六番地	同
同	齊藤 功朗	砂原一〇〇番地	同
同	鶴田美智雄	東油川 一五〇番地	同
監事	菊島 久壽	東高橋 二四四番地	同
同	竹下 忠光	井戸三三番地	同

● 甲府都市計画河川事業の施行について

甲府都市計画河川事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年四月二十一日

山梨県知事 横内 正明

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画河川事業 濁川

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

取用の部分 山梨県甲府市朝氣二丁目、城東二丁目、城東四丁目地内

使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十一日

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・三・一号 和戸町竜王線

山梨県知事 横 内 正 明

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

取用の部分 山梨県甲府市中央五丁目地内

使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十一日

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・三・一号 和戸町竜王線

山梨県知事 横 内 正 明

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二

十条第一項の規定により昭和町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日

一 都市計画の種類

甲府都市計画地区計画

(昭和町常永地区計画)

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県県土整備部都市計画課

山梨県知事 横 内 正 明

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「通知書を受け取った」や「決定があったことを知った」及び「山梨県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます」や「総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」及び「決定の取消し」や「処分取消し」及び「通知を受けた」や「かあったことを知った」及び「提起することができます」や「提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」及び「異議申立てをした」や「審査請求をした」及び「決定の取消の」や「処分の取消しの」及び「異議申立てに対する決定の

送達を受けた」や「審査請求に対する裁決があったことを知った」及び「山梨県庁別館1階 山梨県選挙管理委員会事務局内」や「山梨県選挙管理委員会事務局内」に於ける。総務大臣の通知書を受け取った」や「決定があったことを知った」及び「山梨県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます」や「総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」及び「決定の取消し」や「処分取消し」及び「通知を受けた」や「があったことを知った」及び「提起することができます」や「提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」及び「異議申立てをした」や「審査請求をした」及び「決定の取消の」や「処分の取消しの」及び「異議申立てに対する決定の送達を受けた」や「審査請求に対する裁決があったことを知った」に於ける。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

○ 平成二十六年二月十七日付山梨県公安委員会告示第十三号（信号機の設置等交通規制の告示の一部改正）
七八ページ下段中

甲斐市塩山下萩原

は

甲州市塩山下萩原

の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番